

島根県知事選挙・島根

県議会議員一般選挙

投票日

4月7日(日)

午前7時～午後7時

※一部の投票所は午後6時まで

これからの県政の行方を決める大切な選挙です。
一人ひとりがよく考え、みんなが投票しましょう。

4月7日(日)は、島根県知事選挙(告示日3月21日(木))及び島根県議会議員一般選挙(告示日3月29日(金))の投票日です。私たちの住む島根県の県政を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を大切に、ぜひ投票しましょう。

投票にいく

●投票所の場所
投票所の場所は、入場券(はがき)に記載してありますのでご確認ください。

◎投票所の変更について
次の投票区の投票所は、前回の選挙(平成29年衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査)と場所が異なります。ご注意ください。

【第10投票区】
古志コミュニティセンター(前回/古志スポーツセンター)

【第27投票区】
出雲中央図書館(前回/出雲商工会館)

【第75投票区】
伊波野コミュニティセンター(前回/西野小学校)

●投票の時間
午前7時から午後7時または午後6時までです。地域別の投票所閉鎖時刻は、11ページの一覧表をご覧ください。また、入場券に記載してありますのでご確認ください。

投票ができる人

投票できるのは、出雲市の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権がある人です。

●県内で住所を異動した人
平成30年12月29日以降に県内の市町村から出雲市へ転入の届出をした人は、前の住所地の選挙人名簿に登録されていたれば、前の住所地の投票所で投票できます。

この場合、前の住所地で投票するには、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」等が必要です。

みんなで行こう。明るい選挙。

投票所・投票時間を

入場券(はがき)でご確認ください

投票の場所 投票の時間

は、ここに書いてあります

郵便はがき

693-0001
出雲市今市町70
出雲 太郎 様

島根県知事選挙 投票所入場券
島根県議会議員一般選挙

選挙人名簿番号	選挙人の氏名	
001(001-01)1	出雲 太郎 様	
投票の日	平成31年4月7日(日)	
投票の場所	今市小学校(体育館)	
投票の時間	午前7時から午後7時まで	
受付番号	名簿対照	用紙交付

出雲市今市町70番地
出雲市選挙管理委員会委員長

●市内で住所を異動した人
3月14日現在の住所地の投票区で投票することになります。3月15日以降に市内で住所が変わった人はご注意ください。

投票所の入場券

入場券(はがき)は、3月20日(水)以降に郵送します。投票の場所と時間をご確認のうえ、4月7日(日)の投票日当日に持参してください。

配達の場合で、近隣あるいは同一世帯内でも日にちがずれて届くことがありますので、ご了承ください。

なお、入場券(はがき)をなくしたり、忘れたりした場合でも、投票はできません。本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を持参し、投票所の係員に申し出てください。

ポスター掲示場

市内502か所に公営のポスター掲示場を設置します。なお、候補者のポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、出雲市選挙管理委員会(☎②6559)までご連絡ください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などが掲載された選挙公報は、4月3日(水)に新聞折り込みで各家庭に配ります。山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の各新聞に折り込む予定です。また、市役所本庁・各支所(4月から「行政センター」に名称変更)、コミュニティセンター、広報文書の拠点配布場所にも置いてあります。

そのほか必要な人は、出雲市選挙管理委員会にご連絡ください。島根県選挙管理委員会のホームページでも見ることができます。

投票日に投票に行けない人は：

期日前投票

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票ができます。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジャーや買物などの用事で投票日に投票区域内にいない。

投票できる期間

県知事選挙
3月22日(金)～4月6日(土)
県議会議員一般選挙
3月30日(土)～4月6日(土)

県知事選挙と県議会議員一般選挙の期日前投票を同時に行うことができないのは、3月30日(土)からです。

不在者投票

「滞在地の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票」

仕事や旅行などで告示日から投票日まで出雲市内にいない人などが対象です。事前に、出雲市選挙管理委員会に所定の様式により投票用紙を請求してください。手続方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

「病院、施設での不在者投票」

島根県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人が対象です。ご本人から病院・施設へ早めにお申し出ください。

「郵便による不在者投票」

次の①～③のいずれかに該当する人が対象です。

- ①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人
- ②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい
- ③戦傷病者手帳に記載されている「特別項症」第2項症

投票の時間

午前8時30分から午後8時まで。ただし、イオンモール出雲は、午前10時から午後7時まで。

期日前投票所設置期間

(土・日も開設しています)
3月22日(金)～4月6日(土)
・出雲市役所 本庁舎
3月30日(土)～4月6日(土)
・出雲市役所 平田支所
・出雲市役所 佐田支所
・出雲市役所 多伎支所
・湖陵コミュニティセンター
・出雲市役所 大社支所
・出雲市役所 斐川支所
4月1日(月)～4月6日(土)
・イオンモール出雲

入場券(はがき)を持参してください。

入場券(はがき)が届いていなかったり、なくしたり、忘れたりした場合は、本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を提示してください。

ぼうこう、直腸、小腸の障がい「1級・3級」
ウ、免疫、肝臓の障がい「1～3級」

戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」

が次のいずれかである人

- ①「特別項症」第2項症
イ、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい「特別項症」第3項症
- ②介護保険の被保険者証に記載されている「要介護状態区分」が「要介護5」の人

郵便による不在者投票には、代理記載制度もあります

前記の要件に加え、次のいずれかに該当することが必要です。

- ①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい「1級」
- ②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が上肢、視覚の障がい「特別項症」第2項症

※4月から、「支所」は「行政センター」に名称が変更になります。

地区別の当日投票所閉鎖時刻一覧表

地域	地区	閉鎖時刻	地域	地区	閉鎖時刻		
出雲	今市	午後7時	平田	西田	午後7時		
	大津			鰐淵	午後6時		
	塩治			久多美	午後7時		
	古志			檜山			
	高松			東			
	四絡			北浜	午後6時		
	高浜	佐香					
	川跡	伊野		午後6時			
	鷹巣	全地区					
	上津	全地区					
	平田	稗原		午後6時	大社	湖陵	午後7時
		朝山				遙堪	午後7時
乙立		荒木					
神門		杵築	午後6時				
神西		日御碕					
長浜		鷺浦					
平田		午後7時	斐川	鵜峠		午後6時	
灘分				全地区			
国富				全地区		午後7時	

※郵便による不在者投票の投票用紙などの請求期限は、4月3日(水)午後5時までです。手続については、早めに出雲市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙についてのおたずねは
出雲市選挙管理委員会
☎2165559

期日前投票の場所はこちら

(※どの地域の期日前投票所でも投票できます。)

湖陵地域

3月30日(土)～4月6日(土)

大社地域

佐田地域

多伎地域

斐川地域

出雲地域 (3月22日(金)～4月6日(土))

出雲地域 (4月1日(月)～4月6日(土))